



老後にかしこく備えるために  
しっかり学ぼう

**Q: 最近耳にする「401k」って何?**

**A:** 「401k」は確定拠出年金の別称で、会社が導入する「企業型」と個人が任意で加入する「個人型」があります。個人型401kは昨年の制度改正によって今年1月1日から加入条件が拡大し、これまで対象外だった主婦や公務員なども加入できるようになりました。税金の控

2017年1月1日から加入者枠が**拡大!**  
**未来の自分に備える年金**  
**個人型 401k**  
**確定拠出年金**とは?

「日本版401k\*」や「DC\*」とも呼ばれる確定拠出年金。掛金を自分で運用しながら老後に備えるこの制度が改正され、今年1月からは今まで対象外だった主婦や公務員なども加入できるようになりました。実際どんな制度なのか、個人型確定拠出年金の基礎知識を、ファイナンシャルプランナー齊藤さんに聞きました!

\*401k: モデルとなったアメリカの代表的な年金制度名にならった呼び名  
 \*DC: 確定拠出=Defined Contributionの頭文字

除や運用益の非課税など節税効果があるため、一部の金融会社では対象者拡大を機に、積極的に加入を勧めています。

そもそも401kはどんな年金なのか。老後の生活保障に役立てる制度「年金」の種類を簡単におさらいしましょう。

■**公的年金**: 国民年金(基礎年金)と厚生年金を指します。現役世代が払った保険料で高齢者に年金を給付する仕組みで、掛金の運用は国が行います。

■**私的年金**: 公的年金に上乗せし、老後の年金支給額を増やすために個人や会社が加入する年金。生命保険会社などの民間が運営している個人年金保険や、401kもこの一つ。個人型401kは自分で掛金を積み立てて自己責任で運用するのが大きな特徴。元本確保型と価格変動型から、商品とその割合を自分で選んで運用します。その運用成績次第で、将来受け取る年金額が決まるのです。

**Q: 誰でも加入できるの?**

**A:** 制度改正によって、個人型401kは20歳以上60歳未満のほとんどの国民が加入できるようになりました(図)。**専業主婦や公務員、企業年金に加入している会社員も対象**になったので、この制度が使える人は、老後の資産づくりに検討してみると良いでしょう。

**Q: メリットや注意点を教えてください!**

**A:** 税制上の優遇が大きいといわれるこの年金。具体的には大きく3つのメリットがあります。

- 1 **掛金が全額所得控除される**
- 2 **運用益も非課税**
- 3 **受け取り時に税制優遇措置がある**

資産形成をしながら税金を減らせる一方で、投資商品によっては元本割れの可能性があり、加入期間が10年以上ないと60歳から受給できない、毎月口座管理手数料がかかるなど、注意すべき点もあります。また、運用後のスイッチング(運用商品の預け替え・変更)は毎月の掛金を変更しなくてもできますが、これにも手数料がかかる事を知っておきましょう。

**まとめ**

節税メリットが大きい個人型確定拠出年金は、逆にいえば専業主婦のように税金を納めていない人には、所得控除のメリットはありません。とはいえ、こうした老後のための資産運用は、ほとんど利息の付かない銀行の普通預金にただお金を預けておくよりも賢い選択だといえます。

個人型401kに専業主婦が加入する場合は、ある程度リスク商品を入れて高い運用益を確保するか、夫が加入条件を満たしている場合は、夫が加入して限度額まで拠出するのが得策です。他にも、個人年金保険に加入して所得控除を受ける手などもあります。「老後が心配だけど何から始めたら良いかわからない」という人は、一度401kに詳しいファイナンシャルプランナーに相談してみてもいいでしょう。

個人型401k加入者資格と掛金の月額上限	
第1号被保険者	自営業者やその妻、無職、学生など(月額 <b>6.8</b> 万円)
第2号被保険者	企業年金がない会社員(月額 <b>2.3</b> 万円)
	企業型401kのみの会社員(月額 <b>2</b> 万円)
	企業型401kと確定給付型年金がある会社員(月額 <b>1.2</b> 万円)
	確定給付型年金のみの会社員(月額 <b>1.2</b> 万円)
第3号被保険者	公務員(月額 <b>1.2</b> 万円)
	会社員、公務員の妻で専業主婦など(月額 <b>2.3</b> 万円)

※国民年金の保険料を納付し、かつ免除もされていない方が対象  
 ※上限が減額される場合もあるので、詳細は取扱代理店等に確認を

この方に聞きました

ファイナンシャルプランナー  
 こんさるていんぐ・おふいす代表  
**齊藤 晴美さん**  
 401k代理店で、札幌大通にあるFP事務所代表。今年1月から日本版個人型・企業型401kの販売を開始。401kの本場アメリカでもライフプランをアドバイスするなど、国内問わず活躍中。

こんさるていんぐ・おふいす (ご相談オフィス)  
 〒札幌市中央区南2西3 バレードビル5F  
 ☎0800-800-6777  
 http://www.fp-harumi.com/